

阿南工業高等専門学校教員会議規則

(平成16年4月1日)

(規則第8号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校教員会議(以下「会議」という。)を置く。

(報告事項)

第2条 会議は、各号に掲げる事項について報告する。

- (1) 国立高等専門学校機構に関する事項
- (2) 管理運営方針に関する事項
- (3) 教育研究方針に関する事項
- (4) その他校長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 専任教員
- (3) 技術部所属職員
- (4) 事務部長
- (5) 総務課長及び学生課長

(会議)

第4条 会議は校長が招集する。

- 2 会議に議長を置き、副校長(総務)をもって充てる。
- 3 議長に事故あるときは、副校長(教務)がその職務を行う。

(委員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 会議に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 阿南工業高等専門学校教官会議規程(昭和44年5月1日規程第8号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 31 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 14 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。